

口傳と下批

——朝鮮時代における王命出納の手續き——

矢
木
毅

- はじめに
- 一 口傳問安
 - 二 口傳下教
 - 三 批答・擧條・備忘記
 - 四 落點と下批
 - 五 單望下批
 - 六 口傳と政批
 - 七 口傳と落點
 - 八 口傳啓下と口傳下批
- おわりに

はじめに

官職の任免には厳格な手続きが伴う。しかしそれは極めて頻繁に行われるために、すべての官職についていちいち厳格な手続きを踏まえては效率が悪い。このため朝鮮時代において、五品以下（ないし七品以下）の中級・下級の官職については、便宜上、略式の任命手続きを取ることが少なくなかった。

その違いは、端的には官職の任命状である「告身」の様式に表れてくる。このため、告身（ないし朝謝文書）については早くから内外の研究者たちが精力的に研究を進めており、特に近年においては朴宰佑氏、沈永煥氏、朴成鎬氏、川西裕也氏が目覚ましい研究成果を収めている。^①

とはいえ、残された課題も少なくない。告身の様式には、なるほど官職任命の手続きの一端が示されているが、そこに示された王命（下批）の成立の過程——具體的には、國王と人事擔當部局（政曹）との間で遣り取りされる人事案の擬定・承認のプロセス——は、必ずしも告身の分析だけでは明確にすることはできないのである。

そこで本稿においては告身（ないし朝謝文書）そのものの分析よりは、むしろその前段階における人事擔當部局（政曹）と國王との間の遣り取りに焦點を絞って事柄の一端を明らかにしたい。

國王から人事擔當部局（政曹）に下される王命は、具體的には「口傳」もしくは「下批」という形式を取って傳達される。以下、それぞれの實態について、廣く「王命出納」^②のあり方を踏まえて分析していくことにしよう。

一口傳問安

口傳とはその名のとおり、口頭で傳達することであるが、この言葉は臣下の上言についても、また王命の下達についても用いられる。たとえば、臣下が國王に對してご機嫌伺いの「問安」を行う場合、口頭で行う問安は「口傳問安」といい、文書で行う問安は「單子問安」というが、いずれも臣下と國王とが直接對面して行うわけではなく、通常は宦官（もしくは内僚^⑤）が取り次ぎ役となつて、國王へのご機嫌伺いの言葉を間接的に傳達しているのである。

一例として、王朝末期の行政法規集である『六典條例』（高宗四年、一八六七、印行）の記述を見ると、國王・王大妃・王妃などの誕辰に際し、國王の子供たち（大君・王子君）や宗親（王族）の人々は宮中に出向いて承傳色（取り次ぎ係の宦官）を呼び、承傳色を介して國王にご機嫌伺いの言葉を申し上げる。ただし、宗親（王族）による毎月朔望の問安については、正式に文書（單子）でご機嫌伺いを行う、ということになっている。^⑥

また、『六典條例』に見える承政院の定例行事（月令）によると、正月二十二日の「王大妃殿誕生日（憲宗・明憲王后洪氏）」、三月二十三日の「大妃殿生日（哲宗・哲仁王后金氏）」、七月二十五日の「大殿生日（高宗）」、九月二十五日の「中宮殿誕生日（高宗・明成王后閔氏）」、十二月初六日の「大王大妃殿誕生日（翼宗・神貞王后趙氏）」には、それぞれ臣下より當殿（誕生日を迎えた當人）に「單子問安」を行い、他の各殿（王族）に對しても「問安」を行う。^⑦ また正月初一日の「正朝」、十一月の「冬至」、十二月三十日の「除夕」にも各殿に「單子問安」を行う、^⑧とあるが、このうち單に「問安」という場合は「口傳問安」のことを意味している。『六典條例』の承政院、總例の項に、

誕生日の問安は、當殿は單子、各殿は口傳。

とあるのがその證據である。⁽⁹⁾

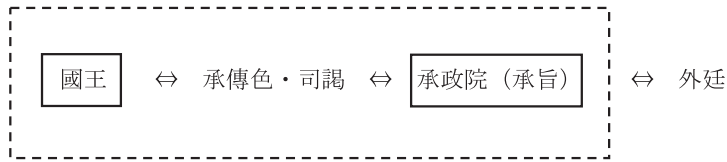
このように、國王（及び王族）へのご機嫌伺い（問安）には口頭によるものと文書（單子）によるものとの二種類があったが、このうちのどちらが正式かといえ、それは誕生日の問安が「當殿は單子」とあることから明らかとなり、「單子」によるものが正式であって、「口傳」によるものはその省略形にすぎない。

ついでに、「單子問安」に關する一つの面白いエピソードを紹介しておくことにしよう。英祖朝のころ、宮中には宣祖御筆の「蘭竹屏」が傳わっていたが、それらは「問安單子」、「供上單子」、「肅拜單子」などの日常的な文書の紙背（裏紙）に描かれていた。⁽¹⁰⁾これらは臣下から國王に對して日常的に提出される「書付け」であるが、そのほとんどは後に廢棄され、もしくは漉き返されて再利用に供されていたにちがいない。⁽¹¹⁾ところが、その單子の紙背（裏紙）に宣祖が「蘭」や「竹」の繪を描いて手慰みとしていたので、それらを屏風に仕立てたものが英祖朝のころまで宮中に現に傳存していた、というのである。

國王の日常生活をうかがわせる面白い史料であるが、ともかく、ここでは國王のもとに、臣下からのご機嫌伺いである「問安單子」その他が日常的に、かつ大量に送り届けられていたことを確認すれば用は足りる。とはいえ、それらをいちいち紙（單子）に記しては不經濟であるので、これを省略して口頭の傳達で済ませる場合も少なくなかった。それがいわゆる「口傳問安」、ということになるであろう。

二 口 傳 下 教

前節に検討した口傳問安は、臣下から國王に對して問安の意を「口傳」する例であるが、逆に國王から臣下に對し、承



圖一 王命の出納 (概念圖)

傳色 (宦官) や司謁 (内僚) を介してお言葉 (下教) が「口傳」されることも少なくない。

たとえば、肅宗三十年 (一七〇四) 二月、王子の婚禮 (吉禮) に際して會場である永安尉の屋敷の隣に「穢れ」があるといけないので、これを充分に取り締まるよう、國王の「お言葉」が下されているが、このとき當該の王命は、(宦官を経由して) 司謁から承政院に「口傳」され、承政院の承旨がこれを漢文に書き起こしている。そうして書き起こされた王命は、確認のため、ふたたび司謁に手渡され、司謁から承傳色 (宦官) を介して國王の御覽に入れ、國王が必要に応じてこれを添削したうえで承政院に回付している。¹²⁾

このように、國王の「お言葉」は國王から承傳色 (宦官) へ、承傳色から司謁へ、司謁から承政院へと「口傳」されて、ここではじめて文書化され、文書化された王命は、確認のため、承政院から司謁へ、司謁から承傳色へ、承傳色から國王へと逆のコースをたどって上呈されている。そうして國王の確認を経た王命は、再び國王から承傳色へ、承傳色から司謁へ、司謁から承政院へと傳達され、ここではじめて正式の王命、いわゆる「口傳下教」として外廷に頒布されることになるのである (圖二)。いわゆる「傳教」はこの「口傳下教」の略で、それには、

- (1) 承政院の承旨が王座の前で直接承った「お言葉」を書き取って頒布するもの。
- (2) 司謁が承政院に口頭で伝え、これを承旨が文字に書き取って頒布するもの。
- (3) 經筵官が直接「お言葉」を承り、退席してから文字に書き起こして奉行するもの。
- (4) 承傳色 (宦官) が口傳の「お言葉」を傳達し、それを承政院の承旨が文字に書き起こしたう

えで、「承傳色口傳下教」として朝報（朝紙）に掲載するもの。

などの様々なパターンがあったが、いづれにせよ、それらは口頭で傳達された「お言葉」を、國王の祕書官たる承政院の承旨が文字に書き起こしたものであることに注意しておきたい。

國王の「お言葉」というのは、もちろん朝鮮の言葉。そうしてそれを書き取る文字というのは、當時の常識として、當然、漢字・漢文であった。

三 批答・舉條・備忘記

國王の「お言葉」は承政院に傳達され、承政院において漢字・漢文として記録される。そのプロセスを、ここでは國王の「批答」を例にとって検討しよう。一般に、「批」とは文書の末尾に書き入れるコメントのことであるが、朝鮮では特に國王のコメントのことを批と稱する。たとえば王世子が國王に對して上疏した場合に國王が書き入れた「批」の内容は、あらまし次のような手続きを経て外廷に頒布された。

まず國王の「批」が下ったことを司諷が承政院に伝え、承政院の承旨がそれを受け取るために閤門——内廷と外廷の境の通用門——に赴く。閤門では承傳色（宦官）が跪して國王の「批」の内容を傳達し、これをうけて承旨が「批答」を書き取る¹⁴。承傳色が口頭で傳達した内容を、承旨が書き取っていることに注意しよう。

ただし、傳達された「批答」は、そのまま直ちに下達されるわけではない。肅宗朝の實録の記事に、

外方の疏批は、京官の疏批に依りて小單子を爲りて啓下する勿れ。直ちに批答を以て措辭して成送せよ。⁽¹⁵⁾

とあるから、京官の上疏に對する批答については、一旦、承政院が「小單子」を作成して國王に覆奏し、その裁可（啓下）をまつてはじめて當該の京官に送達するが、外官の上疏についてはこの覆奏の手續きを省略し、承政院が批答を受け取る、それを當該の外官にただちに送達する、ということになっていた。

かくして文字化された國王の「批答」は、東宮の上疏の場合には承政院の承旨が直接東宮に向いて王世子に傳達する⁽¹⁷⁾。しかし、その他の一般の官僚の場合は承政院が「有旨書狀」⁽¹⁸⁾を作成し、これによつて上疏した當人に「批答」の内容を傳達するのが通例であつた。

ちなみに、口頭の王命を書き取つて文字化する事例としては、このほかにも舉條や備忘記において、おおむね上記の「下教」や「批答」と同じような手續きが踏まれている。

このうち「舉條」というのは「舉行條件」の略で、經筵における國王と臣僚との議論のうち、朝報（朝紙）に掲載して頒布すべき條目（舉行條件）を書き出したもの⁽¹⁹⁾のこと。經筵の議論はもとより朝鮮の言葉で交わされているが、經筵に陪席する史官（注書）はこれを漢字・漢文で記録し、後日覆奏して國王の確認を経たものを承旨が抄録して朝報に記載するのである。⁽²⁰⁾

また「備忘記」というのは國王から承政院に下されるメモのことで、こちらは司謁が承政院に口頭で傳達し、承政院の承旨がこれを書き取つて司謁と一緒に對校（對準）する。對校済みの原紙は宮中に戻し、その寫しを朝報に掲載する。⁽²¹⁾

承傳色（宦官）ではなく司謁が擔當していることからわかるとおり、備忘記はあくまでも略式の王命にすぎない。同じく口頭の傳達であっても、司謁による「口傳」よりは承傳色（宦官）による「口傳」のほうが、もともと格式の高いも

のとして位置づけられていたのである。⁽²²⁾

以上の批答・舉條・備忘記に共通してみられるとおり、國王から下された「お言葉」についてはそれを外廷に頒布するに先立って、必ず國王に覆奏し、國王の確認を取ることが原則となっている。

國朝の舊制、事大小となく、要^{こと}ずしばしば聖聽^{かなら}を關^{しお}さしむるは、豈に深意なからんや。⁽²³⁾

『肅宗實錄』の史官が右に述べているとおり、一見、無意味に見える手続きにも重要な「深意」がある。國王の「お言葉」について、それを何度も覆奏してから外廷に頒布するのは、それだけ國王の「お言葉」が重要視されていたことの證左にほかならない。

四 落點と下批

ここまで王命出納の手續きについて確認してきたが、ここからは國王による官職任免の手續きについて、上述の王命出納の手續きを踏まえてさらに具體的に考察していくことにしよう。

通例、官職任命に際しては、まず人事擔當部局である政曹（文官人事であれば吏曹、武官人事であれば兵曹）の官員たちが、一つのポストにつき三人の候補者（三望）を選定して「望單子」と呼ばれる候補者リストを作成し、國王がこのリストのなかから意中の人物の名前の上に「點」を打って裁可^{しるし}の印とする。これを臣下の立場からは「受點」といい、君主の立場からは「落點」という。この「落點」の手續きは、初期には二品以上の官職の任命に限って行われていたが、⁽²⁴⁾後には次

第にその対象が擴大し、おおむね四品以上（ないし六品以上）の官人に對しても廣く適用されるようになっていった。⁽²⁵⁾

ちなみに、望單子の「望」とは（聲望のある）候補者の意。⁽²⁶⁾「單子」は一枚ものの書付けの意。⁽²⁷⁾この望單子には、單に候補者の名前だけを記す場合もあるが、通例、名前の下には當該人物の「出身・來歴」などが注脚として記されている。⁽²⁸⁾この注脚を参考として、國王は提出された三人の候補者のなから意中の人物を選択し、その名前の上に御筆で「點」を打つて裁可の印とするのである。

次に、國王の「落點」を受けた望單子は承政院を介して政曹に回付され、政曹ではその内容を書き上げたうえで、改めて「批目」⁽²⁹⁾の草案を作成する（「批目」は「政批」、「除目」などとも呼ばれるが、いずれも任命者の一覽の意）。そうしてこの「批目」の草案は承政院を介して再び國王に上呈され、國王はこれに裁可の「批」を下して政曹に回付する。このように、國王が最終的に人事案を決裁することを「下批」といい、またそれを頒布することをも「下批」というのである。

この場合、國王は「落點」したうえでさらに「批」を下す、という二重の手間をかけることになるが、それは「要^{かなら}ずしばしば聖聽を關^{とお}」し、人事の發令に慎重を期するための手續きにはかならない。

そもそも官職の任免は王朝政治の核心であり、單に「政」といえばそれは人事行政のことを指している。⁽³⁰⁾宮中に政廳を設けて人事案の選定を行うことを「開政」⁽³¹⁾というのもこのためである。だからこそ、人事の發令においては「落點」と「下批」との二重の手續きが設けられていたのである。

このうち、國王が出御して吏兵曹の官員とともに直接「落點」を行う場合、すなわち「親政」する場合には宮中において、あらかし次のような物々しい儀式が執り行われていた（ここでは訓讀を避けて要點のみを掲げる）。

吏曹（東銓）、兵曹（西銓）の堂上・郎廳は、それぞれ御殿の東壁・西壁に控え、承旨は玉座近くの東西の内陣（楹内）

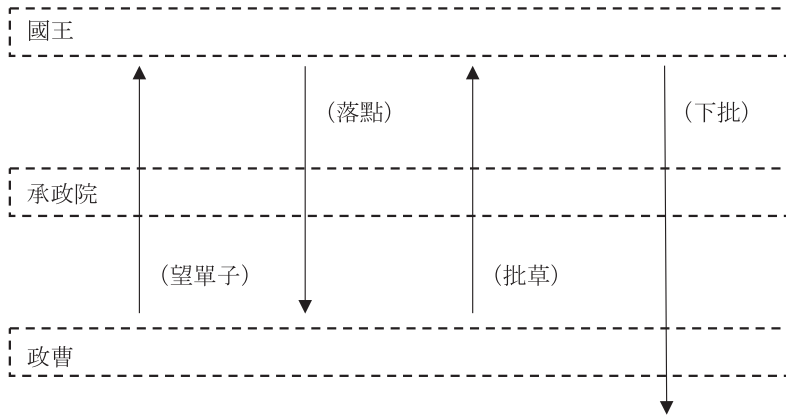
に控え、史官（左右史）はそれぞれ承旨の後ろに控えている。次に、吏兵曹は郎廳に命じて候補者リスト（望單子）を書寫させる。それを判書が承旨に手渡すと、承旨は跪して王の榻前に進み、リストを宦官（内官）に手渡す。宦官は跪してこれを机（御案）の上に廣げ、王が採擇者の名前の上に「落點」すると、それを宦官から承旨へ、承旨から判書へと手渡していく。⁽³²⁾

かくして國王が「落點」すると、これを踏まえて吏兵曹が「批目」の草案を作成し、この「批草」に對して國王が改めて裁可の「批」を下すことは上述のとおりである。

ちなみに、王朝末期の行政法規集である『六典條例』に見える吏曹と兵曹の「總例」によると、このとき判書は「草望冊（候補者リストの冊子）」を袖中に持參し、一人一人、候補者の名前を読み上げていく。一方、吏曹の郎官（正郎・佐郎）は下書きのリストを參照しながら「望單子」を淨書し、參判がこれを點檢する（兵曹の場合は、參知が「望單子の考準（對校）」を擔當し、正郎が「書草望（望單子の下書き）」を擔當し、佐郎が「望單子の正書（淨書）」を擔當する）。また承政院の注書（史官）が「御覽政事」（國王檢閱用リスト）の正書（淨書）を擔當する、とあるが、これは國王の「落點」を受けて、吏兵曹が作成した「批草」を國王の御覽用に淨書することをいうのであろう。⁽³³⁾

國王はこの「御覽政事」を閱覽して裁可の「批」——たとえば「依爲之（依りてこれを爲せ）」など——を下す（ただし、実際には宦官が書寫するのであろう）。⁽³⁴⁾ このとき、必要に応じて個別の指示を下すこともあったが、それは「中批」⁽³⁵⁾、「内批」⁽³⁶⁾などといって一般の「下批」とは區別された。

いわゆる「下批」とは、上述の「批目」に裁可のコメント（批）を加えて擔當部局に回付することで、これについては『太宗實錄』の次の記事が參考となる。



圖二 落點と下批 (概念圖)

議政府、下批の法を啓す。是より先、批目、政府に下れば、吏房録事、堂上の私第に齎告す。是に至りて政府上言すらく、「批目既に下りて本府に至れば、舍人以下、迎えて正廳に入り、傳寫して以て私第に示せ。舍人は批目を奉じて、淨處の案上に安頓せよ。翌日、堂上合坐すれば、舍人齎奉して正廳の中の案上に置き、堂上、前に就きて覽訖わりて、舍人還奉して出だせ。吏兵曹もまたこの例を用い、以て褻慢の習を改めよ。」と。これに従う。³⁷⁾

いわゆる「批目」が王命の一種として、いかに鄭重に取り扱われていたかがよく示されている史料である。ここでは「舍人が還奉して出す(舍人還奉而出)」とあるから、堂上が合坐して閲覽した批目はそこではじめて外廷に施行(發令)されるのである。なお、批目の原本は(副本を作成した後で)承政院に返却していたのであろう。

そもそも「批目」の草稿は、國王の「望單子」への「落點」を経て吏兵曹(初期には議政府と吏兵曹³⁸⁾)が作成する。したがって、その内容は大體わかっているのである。しかし、それを最終的に決定するのはあくまでも國王であるから、その國王のコメント(批)を人事擔當部局が受領する際には、このように嚴肅な手続きが伴っていた。

そうしてその國王の決定を權威づけるために、いわゆる「批目」「政批」「除

目)には國王の印(御寶)が捺されていたのである⁽³⁹⁾。

五 單望 下批

下批とは國王が「批」を下すことをいうが、それにはいろいろなパターンがある。通例は前節に述べたとおり、三人の候補者(三望)を立ててそのなかから國王が一人を選ぶが、より簡略化された手続きにおいては單獨の候補者(單望)を立てて、國王がそれを形式的に追認するだけのことも多い。これを「單望啓下」⁽⁴⁰⁾、もしくは「單望下批」⁽⁴¹⁾と稱している。

正祖朝の宣惠廳提調・金文淳の上疏文によると、宣惠廳の郎官を「差出」する際には、まず宣惠廳の提調(長官)が候補者をリストアップし、都提調(三公の兼任)がそのなかから適任者を選んでその名前の上に「爲」字を書き入れる(國王の「落點」に倣ったもの)。その際、都提調は必ず第一候補(首望)のものを選ぶことが宣惠廳内での慣例であった⁽⁴²⁾。かくして宣惠廳で候補者を内定すると、その結果は「單子」に纏めて國王に提出され、國王がそれを「啓下」して承認する。

いわゆる「啓下」は、提出された文書に裁可の印(しるし)の啓字印(草書體で「啓」と刻した印)を捺して擔當部局に回付すること⁽⁴³⁾。この啓字印の代わりに國王の「批」——たとえば「依りてこれを爲せ(依爲之)」⁽⁴⁴⁾などの文言——が付け加えられる⁽⁴⁵⁾。この啓字印の代わりには「啓下」ではなく「下批」と呼ばれることになる。この場合、單なる「啓下」よりも「下批」のほうが格式が高いことは言うまでもあるまい。

かくして「單望」に對する「下批」のケースが一般化すると、朝鮮末期の史料では、もっぱら「單望下批」のことを略して「下批」と稱するようになっていた。たとえば、高宗朝の行政法規集である『六典條例』を見ると、そこでは次のような場合に「下批」を行うことになっているが、それらはすべて「單望下批」のことを指していると考えてよいであろう。

(1) 宗親に授職する場合〔原註〕宗親府より「啓下」し、吏曹より「下批」する。

(2) 宗親が〔堂下官の〕位階を上り詰めた場合、「上輔國崇祿大夫」の位階をもって「下批」する。〔六典條例〕宗親府)

右の場合、宗親（王族）への授職はあらかじめ宗親府からの推薦によって、または慣例によって決っており、吏曹での任命手続きは單なる形式にすぎない。そこで吏曹からは内定者を「單望」で推薦し、國王の「下批」を受けてこれを施行するが、ここではそのことを「吏曹より「下批」する」と稱しているのである。⁽⁴⁶⁾

ちなみに朝鮮總督府の『朝鮮語辭典』によると、「下批」とは「三望を備えず一人のみを記して奏上任命すること」とある。⁽⁴⁶⁾しかし『正祖實錄』には「三望を備えて下批（備三望、下批）⁽⁴⁷⁾する事例も見えているので、こちらのほうがむしろ「下批」の本来のあり方であろう。

六 口傳と政批

官職の任命に際しては「三望」を備して國王の「落點」を受けることが原則であるが、場合によってはこの手続きを省略し、口頭による傳達——いわゆる「口傳」——によって國王の裁可を求めるところもあった。これについては『世宗實錄』の次の記事が最も参考になる。

凡そ人を用うるには、該曹より一任ごとに、用うべき者三人を書して以て啓し、御筆もて當に用うべき人の名の上に

點す。これを受點と謂い、これを二品以上の備任の時に用う。提舉・別坐・敬差官の如きの類の、批目に由らずしてこれを用うる者は、これを口傳といい、これを三品以下の差任の時に用う。⁽⁴⁸⁾

ここでは「口傳」による「差任」が、「受點」による「備任」の對として位置づけられていることに注目しよう。それは具體的には、單獨の候補者の名前を口頭で傳達し、それに對する國王の裁可の「お言葉」も口頭で傳達されることを示唆している。かくして裁可の「お言葉」が吏兵曹に傳達されると、吏兵曹はそれを受命者に口頭で發令（口傳）し、かつ「差帖」と呼ばれる略式の任命狀を發給することになるのである。⁽⁴⁹⁾

また地方官（守令）の任免についても、同じく『世宗實錄』の記事に、

その州郡の守令は、舊例に依りて、口傳すれば可なり。⁽⁵¹⁾

とあるから、ここでも守令は「受點」の對象外であったことがわかる。そもそも『高麗史』百官志の外職の條によると、高麗では地方官は通例「京官」を帯びて赴任していた。⁽⁵²⁾つまり地方官は形式上、京官の兼務であった。また地方官の人事は、事實上、中書門下の宰臣が決定していた。⁽⁵³⁾このため、地方官の人事は高麗時代と同様、朝鮮初期においても國王による「受點」の對象外となり、いわゆる「口傳」によって直ちに發令していたのであろう。

ただし、王權の伸張に伴って「受點」の對象は次第に擴大し、初期には「二品以上の備任の時」に限っていたものが、後にはおおむね四品以上（ないし六品以上）の京官職、および地方官（守令）についても「三望を備して受點」するようになり、⁽⁵⁴⁾逆にいうと、「口傳」の範圍はそれだけ縮小されていった、ということになるであろう。

ところが暴君として名高い燕山君（在位一四九五～一五〇六）は、「落點」にともなう煩雑な手続きを嫌い、「政批を廢して口傳と爲」したといふ⁽⁵⁵⁾。

舊制、差除あれば、期より前一日に、吏兵曹より政廳を闕内に對設して注擬し、上の落點を取りて、然る後に下批すること、例なり。ここに至りて、王は淫戲して度無く、惟だ日を足らずとす。故に便に従いて口傳と爲す。或いは一日に擬啓する者、一句に至るも下らず。内嬖の人、因縁して干請し、政事日ごとに非たり⁽⁵⁶⁾。

ここでは「三望」を備して「受點」し、そのうえで「批目」を書き上げて國王の裁可を請い、國王の裁可を受けて「下批」するという一連の手続きのうち、前半の「落點」の手続きを省略して「口傳」で済ませていたことがわかる。しかも「政批を廢」した、とあるから、後半の手続きについてもこれを省略し、口頭の裁可のみによって官職を任免することにしたのであろう。それでも「擬啓」に對する裁可の回答がなかなか下らず、人事が停滞したというのである。

もつとも、口頭で傳達された裁可の「お言葉」は、最終的にはやはり文字に書き起こして「下批」することが原則であった。

口傳人は、何ぞ必ずしも政事を待ちて、然る後に下批せんや。今後、吏兵曹より批草を口傳し、隨即到書寫して、印を安じて下批せよ⁽⁵⁷⁾。

右は燕山君十一年（一五〇五）の記事であるが、このころの燕山君は、缺員が生じることによって「口傳」によって「下批」

していたという。右の記述によると「口傳人」——上述の「落點」の対象外となるもの——については、臨時に口頭で任命したのち、定期異動（政事）の時期に正式に「下批」を行っていたが、今後は定期異動の時期を待つことなく、その都度、吏兵曹から候補者のリスト（批草）を「口傳」して國王の裁可を求め、國王の裁可を得ると、それを（吏兵曹、及び承政院が）書寫し、國王の印（御寶）を捺して「下批」することにした、というのである。

ここでは前半の「落點」の手續きこそ「口傳」で代替されているものの、その後はやはり吏兵曹で「批目」を作成し、國王より「下批」を行うのが原則であったことがわかる。

なお、「落點」と「下批」とがそれぞれ別個の手續きであったことは、『世宗實錄』の記事に、「軍器監・司僕寺・訓練觀の官吏は、兵曹より受點し、吏曹に送りて除目（批目）を下す⁽⁵⁸⁾」とあることや、『成宗實錄』の記事に、副司猛の崔湏という人が「曾て永安道高嶺鎮僉節制使において受點するも、未だ下批に及ばず⁽⁵⁹⁾」とあること、また慶紘という人が「晉州牧使」の候補に擧げられて「落點」を受け、「下批」する以前にさらに「通政大夫」の位階を加えられた⁽⁶⁰⁾、とあることなどから見ても明らかであろう。

七 口傳と落點

燕山君は「落點」、及び「下批」の手續きをすべて「口傳」で済ませようとしたが、さすがにそれは行き過ぎであった。しかし燕山君の廢位の後も、「口傳」の制度はやや形を變えて引き繼がれている。これについては『中宗實錄』の註に、

政事は則ち例として闕庭に就きて注擬して受點す。銓曹の堂上、闕庭に詣らずして、從便に注擬し、政院に由りて以

て啓して受點する者は、名づけて口傳と曰う。⁽⁶¹⁾

とあり、また『孝宗實錄』の註に、

忙急の差除あれば、則ち未だ開政に違あらず、政官會議して望を備し、直ちに政院に送る。これを口傳政事と謂う。⁽⁶²⁾

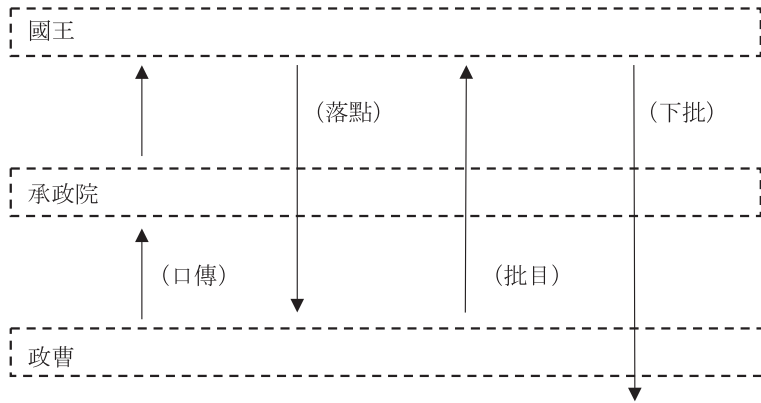
とあることなどが参考になる。

上述の世宗朝や燕山朝の記事では「口傳」は「落點」の對として位置づけられ、「口傳」の場合には「落點」の手續きは省略されていた。しかし、『中宗實錄』や『孝宗實錄』の註によると、このころには「口傳」の場合でも國王の「落點」を受けていたことがわかる。

つまり、ここでの「口傳」とは、特に吏兵曹から候補者のリスト(望單子)を略式に口頭で提出することを意味しており、吏兵曹から「口傳」された候補者のリスト(望單子)は、承政院がただちにその内容を書き上げて國王の御覽に入れ、國王の「落點」を受けることになっていたのである。

「口傳」への「落點」というと、少し矛盾するようであるが、これについては『肅宗實錄』の記事に、

久しく未だ開政せず、故に六卿・三司は闕員甚だ多し。一時に盡く差する能わずといえども、口傳にて備望し、閒閑に〔宮中に〕流入し、聖候の差や勝る時に點下すれば、則ち緊任は充差すべきに庶からん。⁽⁶³⁾



圖三 口傳の手續き (概念圖)

とあることから、いわゆる「口傳」に對しても、やはり「落點」を行っていたことが確認できる。ただし、その対象は本来「三望」を備して「受點」することになっていない「備任」の官職に限ったことで、もともと「口傳」の対象であった「差任」の場合にまで「落點」が行われていたということではあるまい。

臨時の官職の任命である「差任」の場合には、單に「口傳」によって候補者の名前を國王のお耳に入れるだけで、國王からの「落點」を受ける必要はなかった。そうして國王による裁可の「お言葉」もまた、「口傳」によって吏兵曹に傳達されていたのである。

ただし、その後は吏兵曹において改めて「批目」が作成され、承政院を介して國王に提出される。そうしてその「批目」を國王が「下批」することによって、最終的に官職の任命が確定することになっていたのである。

八 口傳啓下と口傳下批

吏兵曹から「口傳」された候補者のリスト(望單子)は、承政院が御覽用に書き上げて國王に提出し、國王の裁可(落點)を取る。そうして、その内容を吏兵曹(及び承政院)が「批目」に書き上げ、國王がこれを裁可して「啓下」し、または「下批」することになる。これを「口傳啓下」、または「口傳下批」と稱している。

一、宣傳官は、則ち宣薦の内禁衛の準朔人の中より擇差せよ。禁旅入屬の次第は、拘る勿れ。⁽⁶⁴⁾

一、内禁衛の宣薦一番〔への入屬〕は、三望を備して、入啓して受點す。而して兼司僕〔への入屬〕は、則ち他の禁軍の例に依りて、三望を擬する勿れ。口傳を以て啓下せよ。⁽⁶⁵⁾

右は正祖朝における「宣薦内禁衛事目」——宣傳官（國王づきの侍從武官）に推薦される資格をもつ内禁衛の軍士（宣薦内禁衛）を選抜するための規則——の一項であるが、これによると、宣薦の内禁衛の軍士の選抜に限っては「三望を備え、入啓して受點」するが、それ以外の「兼司僕」その他の禁軍の軍士の選抜については「三望」を擬することなく、「口傳」を以て「啓下」することになっている。

この場合、「兼司僕」その他の候補者のリストは兵曹から（單望で）「口傳」され、それを承政院が書き上げて國王の御覽に入れる。そうして國王の口頭による承認を得ると、兵曹（および承政院）から改めて「批目」を提出し、國王の裁可を得た「批目」には「啓字」を捺して兵曹に回付することになっていたのであろう。

いわゆる「啓下」とは、裁可した文書に裁可の印の啓字印を捺して擔當部局に回付することをいう。⁽⁶⁷⁾ その対象範囲は主として中級・下級の官人層で、彼らの任免については、事實上、政曹（吏兵曹）が決定していたのである。

これに對し、本來、國王による「落點」の対象となるものについては、それを省略して「口傳」の手續きを取る場合においても、吏兵曹（および承政院）から改めて「批目」を提出し、その批目に對して國王が一括して裁可の「批」を下す。このため、吏兵曹からの「口傳」に對する國王の「下批」は、一般の下批と區別して「口傳下批」と呼ばれていた。

右贊成宋煥箕は、年八十。崇祿を加えて、口傳して下批せよ。⁽⁶⁸⁾

行大司憲李直輔は、今年七十。正憲もて、口傳して下批せよ。⁽⁶⁹⁾

右の純祖朝の王命においては、崇祿大夫（從一品上）、正憲大夫（正二品上）などの位階が「口傳」によって「下批」されている。いわゆる「老職」については、歳首に位階の昇進（加資）を行う例で、百歳の老人については「士庶」を問わず、直ちに「崇政大夫（從一品下）」を與えることになっているが、これらは慣例的かつ形式的な任命であるので、望單子の提出、及び「落點」の手續きは省略し、略式の「口傳」によって「下批」していたのであろう。

とはいえ、二品以上の最上級の官職は、本来「落點」の對象である。このため、「老職」の除授は「口傳」であってもやはり「批目」を作成し、それを裁可する形で「下批」が行われていたのであろう。

このように、「口傳」の場合には「三望を備」することなく、候補者が「單望」で推舉されることが多い。このためその内容は「口傳」によって國王のお耳に入れ、國王による裁可の「お言葉」も「口傳」によって吏兵曹に傳達された。ただし、その後は吏兵曹が「批目」を作成し、承政院を介して國王に提出する。國王はこの「批目」に對して直ちにこれを「啓下」し、もしくは「下批」していた。單に啓字印を捺して回付する場合には「啓下」、コメント（批）を加えて回付する場合には「下批」、ということになる。

かくして「啓下」や「下批」が行われた後には、改めて正式に「告身」が作成される。このうち、四品以上の官職については「教旨」が発給され、五品以下の官職については「差帖」が発給される。⁽⁷¹⁾しかし、その發給の手續きを検討するとは、もはや本稿とは別個の課題である。

おわりに

本稿では朝鮮時代における官職任命の手續きのうち、特に「口傳」と「下批」を取り上げてその手續きを復元した。その際、分析の対象はひとまず朝鮮時代に限定することにしたが、實のところ「下批」による任命は、すでに高麗時代から行われていた。

王は凡そ人を用うるに、唯だ嬖臣宦豎とのみ議して、親しく參官以上を署し、その草を封して直ちに政曹に付し、名づけて下批と曰う。政曹、草に據りて膽寫し、更に奏議するなし。これに由りて奔競風を成し、賄賂公行し、賢否混淆す。

右の高麗・明宗朝の記事によると、明宗は「參官（常參官）」以上の官職を自ら選任し、その「批」を吏兵曹に直接下していた。これは朝鮮時代における「中批」、「内批」、「別批」などに相當するもので、それ自體は必ずしも不正な手續きとはいえない。しかし明宗がそれを「嬖臣宦豎」とだけ議論し、本來そこに參畫するはずの中書門下の宰臣、および政曹の官員の意見が充分に反映されていなかったことを、史官が特に批判しているのである。

なおこの記事によると、いわゆる「下批」は明宗朝に初めて出現したように讀めるが、実際にはそれより前の、毅宗朝の記事にすでに「下批」の存在が確認できる。いずれにせよ、「下批」の制度は高麗時代からのものであるから、その前段階における一連の手續き——「望單子」の作成とそれに對する國王の「落點」、それに基づく「批目」の作成と、それに對する「下批」——についても、その起源は高麗時代にまでさかのぼると考えてよいであろう。

官職の任免は國王の命令に基づく。本稿ではその命令が人事擔當部局（政曹）に下されるまでの過程を問題とした。その後、人事擔當部局（政曹）から受命者へと王命が傳達され、受命者が國王に對して拜命（肅拜）を行うまでのプロセスについても、検討すべき問題が多々残されているが、それについては機會を改めて別に考察することとしたい。

註

- (1) 川西裕也『朝鮮中近世の公文書と國家——變革期の任命文書をめぐる』(二〇一四年、福岡、九州大學出版會)。朴宰佑「高麗時期の告身と官吏任用體系」(『韓國古代中世古文書研究』研究篇所收、二〇〇〇年、ソウル、ソウル大學校出版部)。沈永煥『高麗時代中書門下教牒』著(二〇一〇年、ソウル、全斗攄)。沈永煥・朴成鎬・ノインファン著『變化と定着——麗末鮮初の朝謝文書』(二〇一一年、ソウル、民俗苑)。朴成鎬『高麗末朝鮮初王命文書研究』(二〇一七年、坡州、韓國學術情報)。
- (2) 『尙書』虞書、舜典 帝曰、龍、朕詛讒說殄行、震驚朕師。命汝作納言。夙夜出納朕命、惟允。(孔傳) 納言、喉舌之官。聽下言、納於上、受上言、宣於下、必以信。
- (3) 『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府編)の「口傳」の項(一〇二頁)に、「言語にて傳ふること。」とある。
- (4) 『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府編)の「問安」の項(三三八頁)に、「安否を伺ふこと。(問候)。」とある。
- (5) いわゆる内僚は宦官ではなく、宮中で奉仕する解放奴隸を指す。拙著『高麗官僚制度研究』(二〇〇八年、京都、京都大學學術出版會)、特に第七章、參照。
- (6) 『六典條例』卷一、宗親府、禮儀 各殿誕辰「正朝・冬至・除夕・親祭・經宿幸行翌日、及別問安、同」、大君・王子君・宗親・宗正卿、
- (7) 詣閣門内、請承傳色、押班問安「京舉動、及幸行、還宮後問安、勿參。○宗親朝望問安時、各單子」。
- (8) 『六典條例』卷二、承政院、月令(正月)二十二日「王大妃殿誕日、單子問安。各殿問安」。
- (9) 同右(正月)初一日「……各殿正朝、單子問安」
- (10) 『六典條例』卷二、承政院、總例 誕日問安、當殿單子、各殿口傳「嬪宮、不書「臣」字」。正至齋謁、各殿宮、單子問安「正至親臨受賀時、否」。舉動經宿時、開門後、及還宮後、翌日、口傳問安「郊外舉動、雖當日還宮、有翌日問安、各殿宮、一體問安」。
- (11) 『英祖實錄』卷七十二、英祖二十六年十一月壬戌條 上引見大臣・均堂。……是日、上謂諸臣曰、「宣廟御畫蘭竹屏、纔自沁都持來、俄命知申書跋文、而予於此以爲有三奇事。今此御筆、經過幾年、墨色如新一可奇也。單子中、書神宗年號。今日得見皇朝年號者、二可奇也。所畫紙、即問安、供上、肅拜單子之屬。可見宣廟儉德。此三可奇也。且司饗院供上單子、書眞魚二箇。若使今人見之、則必以二箇眞魚之供上爲怪矣。予亦自奉澹泊、以頃日溫幸時言之、陪從諸臣、皆有卜馬、而予則只一衾一枕隨之、甚覺輕便。此是宣廟禮陟三年前所寫矣。宣廟禮陟時、春秋五十七。予年亦五十七矣。不勝愴感。」
- 文書の廢棄、再利用に關しては、近年、川西裕也氏が精力的に研究を進めている。川西裕也「朝鮮時代における文書の廢棄と再利用」(『韓國朝鮮の文化と社會』第十五號、二〇一六年、韓國・朝鮮文化研究

會)

(12) 『肅宗實錄』卷三十九、肅宗三十年二月壬申條 傳于政院曰、「王子吉禮時、永安尉宮、當爲吉禮所。附近閭閻、或有拘忌之疾。其令部官嚴飭。」承旨李濟、憑司謁口傳書出。司謁示于承傳中使。中使入白于上。上改「所」字爲「宮」以下。俄而下教曰、「自前大君・王子・公翁主房、通稱宮家。吉禮皆稱嘉禮廳。而承旨不有傳教、別生意見。永安尉房則稱宮、吉禮宮則稱所、顯有輕侮親王子之意、殊甚駭然。入直承旨、竝姑先從重推考。」翌日、政院繳奏不從。又下教曰、「親王子體面尊重、而近來士大夫、多輕侮之、其習可駭。雖以嘉禮時凡事觀之、可推而知也。前頭圍繞、不無塞責之弊。別爲申飭。進不進、依例書啓。」上以永安尉第爲福家、使行婚禮於其第。公主祠版、進避於閭家、人多竊議。

(13) 『正祖實錄』卷五十一、正祖二十三年五月己卯條 ……承旨於榻前、以呼寫之口諭、承書頒布、與或以司謁之傳于各該房、以文字書頒、謂之傳教。登筵諸臣、面承耳聆、退而奉行、謂之下教。又或承傳色奉口傳下教而出、則六承旨廳坐、以文傳書、書以承傳色口傳下教、書頒朝紙。其體段、亦與傳教同。

(14) 『六典條例』卷二、承政院、儀節 王世子上疏、諸春坊陪進。都承旨詣閣。輔德傳于都承旨、請傳傳色入啓。批下時、司謁來告。都承旨詣閣。承傳色跪傳「承旨書批答及傳教。注書仍於閣外膽寫批答。備史官詣春坊、招司鑰、以都承旨奉批答來待之意入稟。入對令下、都承旨入。世子祇迎。都承旨陞堂、奉安批答卓上。世子陞堂。都承旨讀宣、乃退。○代理後、上疏時、有某承旨持疏紙入對之令、承旨春坊中、繕寫疏本。承旨諸春坊、陪詣閣外、請承傳色、入啓。○世子率百官庭請時、詣仁政殿。禮房展讀啓辭、奉進世子。世子親傳承傳色、入啓。批下、則世子親受、授禮房、讀批。」

(15) 『肅宗實錄』卷四十、肅宗三十年十二月壬午條 政院以入啓文書中、繁瑣可刪者、與廟堂商議、定式條列、別單以入。……一、外方疏批、依京官疏批、勿爲小單子啓下、直以批答措辭成送。

(16) 國王への上言は「啓」と稱するのが本来であるが、朝鮮後期に入ると

普通に「奏」と稱するようになる。もとより、清朝を「胡」とみなす意識の反映である。

(17) 前掲註(14)、参照。

(18) 拙稿「朝鮮時代の有旨書狀について」(『朝鮮學報』第二四一輯、二〇一六年、天理、朝鮮學會)

(19) 『肅宗實錄』卷十五、肅宗十年四月丁酉條 ……舉行條件者、榻前說話之將所舉行者、入侍注書、正書入啓之稱也。

『正祖實錄』卷三十七、正祖十七年六月壬申條 教曰、「近來所謂舉條、亦屬浮文中一事。故事、凡諸臣筵奏之可以出朝報者、承旨抄出、謄頒朝紙。此所謂舉行條件也。記注之才、漸不如古、而草冊啓下之式、出焉。又其後、書送簡通於當者、使改字句矣。近來則所謂簡通、不過是某事何事三數字。如是也、故其所答通、便爲一篇文字、點綴磨琢、非疏啓而似疏啓。不但有違故例、冗辭剩語、屑越莫甚。自今申復舊制、大小朝會、及登筵時筵臣奏語之當出舉條者、只以舉行之大略、一依筵說例書入、鋪張綴文之習、一切嚴禁。」

(20) 『正祖實錄』卷五十、正祖二十二年十一月丙子條 ……大抵、舉條云者、即舉行條件之謂也。古則注書所錄之草冊、筵退後、即爲啓下、承旨抄出。其當爲舉行之條件、頒示於朝紙。故所謂舉條、例不過數三行。至於舉條批旨、承書讀奏之法、則始自先朝丙戌以後。蓋緣史官之多未能諳聽上教、慮有錯誤、仍而讀奏、遂以爲例矣。近來則舉條便成一大文字。如錢穀甲兵之不得不詳悉者、固宜詳悉、而至於微官庶僚、細事疏節之陳稟者、輒敢以剩語瑣說、有若對策之虛頭、張皇論列、無難書納。此亦朝廷不尊嚴之一端矣。

(21) 『正祖實錄』卷十、正祖四年十二月庚申條 命備忘記、使承旨書頒、著爲式。教曰、「均是絲綸、而承旨入侍傳教、司謁口傳下教、承旨書之。至於備忘記、事體較彼無異。況是還入之紙、則謬例之一任吏手謄出者、萬萬乖當。此後備忘記、司謁傳于承旨、則承旨傳書一通、與司

謁較準後、原本還入、仍以所贍之本頒布。以此載之故事、定式遵行。」
 (*右の規定は『六典條例』にも収録されている。『六典條例』卷二、承政院、出納 備忘記下者、承旨奉聽、正書對準後、原備忘記、還入。)

(22)

『世宗實錄』卷九十九、世宗二十五年正月己未條 上謂承旨等曰、「凡公事、皆令宦者出納、而司謁只掌肅拜單字、已有成法。今倭人獻香、宦者致誤、予問之、答云、「司謁傳授於臣、因致錯誤」。是即宦者怠於出納、爾等必授司謁以啓。觀此一事、其餘可知。予欲使司謁不得踵承政院門、何如。」承旨趙瑞康・李承孫・趙克寬・金銚・姜碩德等、俯伏謝罪曰、「近來事有及期而不及授諸中官、則或授司謁、臣等罪在不赦、惶恐無地。但本院事劇、非一中官所能出納、倘有一緊急事、既授中官、中官或入內未啓、或在內親稟他事、不得出入、又值緊急事、若待中官、則事不及期。臣等以爲、若非口啓公事、則屬諸司謁、轉授中官、庶幾事不淹滯、似爲便益。」上曰、「宦者・司謁、可掌之事、區別以啓。」遂下傳旨曰、「無取旨、無言辭公事、令司謁傳啓。」初、上詰承旨時、宦者金忠、泣謂瑞康等曰、「一日萬機、一宦者出納、勞苦難堪。諸公請于上、得與司謁分掌諸事、則諸公之賜也。吾輩敢忘其賜。」故瑞康等、冒威力請、乃有是命。忠喜謝瑞康等。

(23)

『肅宗實錄』卷四十、肅宗三十年十二月壬午條 政院以入啓文書中、繁瑣可刪者、與廟堂商議、定式條列、別單以入。……國朝舊制、事無大小、要令屢關聖聽者、豈無深意。

(24)

『世宗實錄』卷一、即位年八月丙午條 凡用人、該曹每一任書可用者三人、以啓、御筆點當用人名上、謂之受點、用之於二品以上備任時。

(25)

『世宗實錄』卷七十八、世宗十九年八月乙丑條 議政府啓、「今銓選之法、似有未盡。可行條件、具錄以聞。一、臺諫除授、必擬數人受點、已有前例。若書筵輔德以下官、寺監判事、藝文直提學・直館、本府舍人・檢詳、六曹・漢城府郎廳、刑曹都官知曹事・郎廳、中樞院經歷・都事、宗親府典籤、箇月各司四品以上官、各道首領官・守令等、其任

尤重、必須精擇。今後亦依臺諫例、必擬數人、具啓歷官才行、受點。……」從之。

(26)

『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府刊)の望單子の項(三〇一頁)に、「三望を列記したる單子。(望記・望簡)」とあり、同書の三望の項(四五二頁)に、「官員推薦的時候補者三名を選定すること」とある。

(27)

『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府刊)の單子の項(一八二頁)に、「書附」とある。

(28)

『成宗實錄』卷十五、成宗三年二月丙戌條 御經筵 講訖、……(大司憲金)之慶等又啓曰、「銓注、國之大事。吏兵曹望單子、不詳錄出身・來歷、甚未便。侍從・近臣、則上自知之。其餘外官、豈能盡知。臺諫亦不知來歷、雖有注擬失當者、未能舉劾。請自今望單子名下、備言出身・來歷、以防冒濫之弊。」上曰、「知道。」

(29)

『魯山君日記』(端宗實錄)卷六、魯山君(端宗)元年六月癸巳條 ……厥後、兼判吏曹事許詡、畏政府、官無大小、皆稟政府指使。雖如權務・渡丞之微者、非由政府、不得焉。除授之日、則政府會于議事廳。吏曹堂上、令參議守官案、坐政廳、率文選司郎官、詣政府廳、注擬受點後、下于政廳、書批草而已。

(30)

(*國王の「落點」を受けた後、その内容を「批草」に書き上げて、再度國王に提出し、國王よりの「下批」を受けるのである。)

(31)

『魯山君日記』(端宗實錄)卷七、魯山君(端宗)元年七月癸未條 ……(金)宗瑞曰、「……凡人君所爲、皆謂之政事、然其中用人、乃政事之大事。苟選用非其人、儉小竊位、則國事日將非矣。……」

(32)

『仁祖實錄』卷二十一、仁祖七年七月戊子條 將開政、上下教于吏批曰、「本曹郎廳、盡爲差出。」吏批以李昭漢・趙綱・羅萬甲擬望。上命改望。吏批啓曰、「本曹郎官、自前勘一時名流之合於人望者、議薦、然後以其次第、擬望差出、例也。近日郎官皆有故、獨有正郎李行遠。今承差出之教、以前日所勘薦者、擬望入啓矣。今承改望之教、臣等反

覆商量、此三人外、雖有可擬者、猝難備擬、而前望三人、處置亦難。前望之外、加擬何如。」上不從。更以李昭漢・李景曾・吳埈・韓興一擬望。上怒曰、「既令改望、則所當以他人備擬、而首望以前望儼然書入、極爲駭愕。當該堂上、推考。郎廳、罷職。」吏批遂罷政而出。

(*)吏批とは吏曹の人事擔當者の總稱。

- (32) 『仁祖實錄』卷三、仁祖元年閏十月戊申條 上御文政殿、親政。……東銓堂上郎廳、以次伏於東壁。承旨伏於東楹內。西銓堂上郎廳、以次伏於西壁。承旨伏於西楹內、左右史以次伏於承旨之後。吏兵曹令郎廳書單子、判書傳授承旨。承旨跪進於榻前。內官遞受、跪展於御案。既落點、內官又傳授承旨。承旨傳授判書。

- (33) 『六典條例』卷七、兵曹、總例 親臨都政時、諸堂郎、以次進伏於吏曹政官之西。政官書啓、首堂上跪傳兵房承旨、參判付籤、參議抄闕。參知、望單子考準。正郎、書草望。佐郎、望單子正書。注書、御覽政事正書。每度五望式、入啓。如有啓請等事、則判堂進前奏達、出舉條。政畢後、下直而退「都目畢度後、判書初度呈辭、入啓」。

(*)同じ「親政」でも吏曹の「總例」は若干異なっている。『六典條例』卷一、吏曹、總例 親政有命、權減正佐郎各一員。前期、口傳差出。判書袖草望冊「懸註如望單子」。參議袖闕記。郎官各持筆墨紙硯、以次進、詣殿座前、先呈政官座目。凡啓辭、判書進奏、承批後、判書呼望。郎官執筆正書。參判照檢。注書書御覽政事。每度五望、不入筒進呈。承旨捧入。待點下。都承旨讀批訖、傳于注書、以及判書。參議抄闕。郎官書教旨。尙瑞(官安寶)。

- (34) 『景宗實錄』卷五、景宗元年十二月乙酉條 鞠文有道・朴尙儉。……尙儉供稱、「……內官之任、凡於公事、踏啓字、書批答而已。寧有干犯之理。……」

- (35) 中批とは「銓衡を經ず特旨を以て官に任ずること」(朝鮮總督府刊『朝鮮語辭典』七七五頁)。

『明宗實錄』卷二十八、明宗十七年五月己亥條 以朴啓賢爲成均館大

司成、李翎爲司憲府執義、姜士弼爲掌令「特旨也。士弼兩爲掌令、皆以中批除之。人皆疑之」、姜克誠爲弘文館副應教。

『肅宗實錄』卷十六、肅宗十一年十一月乙亥條 掌令俞命 啓曰、「用人之道、必付銓衡。今茲擢拜之舉、固知聖意有在、而一日之政、中批居多、此豈聖世美事。至於金錫衍、徒以肺腑至親、遽授度支佐貳。凡在瞻聆、莫不爲駭。請還收崔錫鼎・李世白新授加資、及金錫衍特除之命。」答曰、「還收等事、已諭於諫臣疏批。亟停、勿煩。」

- (36) 内批の例――

『明宗實錄』卷七、明宗三年正月丁亥條 以趙彥秀爲嘉善大夫・戶曹參判。陳復昌爲通政大夫・弘文館副提學「皆出於内批」。

『肅宗實錄』卷三、肅宗元年四月壬辰條 内批、以李翊相爲右尹。是政、翊相以末擬、除大司諫、俄又擢授右尹。

- (37) 『太宗實錄』卷二十四、太宗十二年十月丙子條 議政府啓下批之法。先是、批目下政府、吏房錄事、齋告堂上私第。至是、政府上言、「批目既下至本府、舍人以下、迎入正廳、傳寫以示私第。舍人奉批目、安頓淨處案上。翌日、堂上合坐、舍人齋奉、置正廳中案上。堂上就前覽訖、舍人還奉而出。吏兵曹亦用此例、以革褻慢之習。」從之。

- (38) 太宗朝の改革以前には、常參官の人事は議政府が擔當していた。『太宗實錄』卷十四、太宗十四年四月庚申條 分政府庶事、歸于六曹。……初、上慮政府權重、思有以革之、鄭重未遽。至是行之。政府所掌、唯事大文書、及覆按重囚而已。

- (39) 批目に國王の印(寶)を捺す事例――

『成宗實錄』卷二百七十五、成宗二十四年三月癸巳條 傳旨議政府曰、「人主命令、莫重於爵賞、而舊例、政批・官教、用施命之寶。賜土田・臧獲、用大寶。輕重失宜、有乖事體。自今月二十八日、政批・官教、用大寶。一應賜牌、用施命之寶。」

『成宗實錄』卷二百八十二、成宗二十四年九月辛酉條 尙衣院進新造施命寶。傳旨議政府曰、「人主命令、莫重於爵賞、而舊例、政批・官

教、用施命玉寶、賜土田賦獲及倭野人官教、用大寶、輕重大失宜、有乖事體。故自癸丑三月二十八日、政批、官教、用大寶、賜牌用施命玉寶。但於政批、每用大寶、則印跡已剝、此非細故、而施命玉寶、體制差小、不合於用。故今依大寶體制、用黃金、新造施命之寶。自今九月三十日、政批、官教、及倭野人官教、一應賜牌、皆用新寶。其以此意、曉諭中外。」

(40) 單望啓下の例——

『仁祖實錄』卷二十七、仁祖十年十二月庚寅條 吏批啓曰、「太學、乃首善之地、教化之本。師長得其人、訓誨多士、講明道學、以爲不變風俗之地者、爲今日急務。故聖上臨御以後、特設司業二員、兼司藝・兼直講各一員。其意實有所在。而今皆空其官而不用、此實可惜。當世非無好學向善之人、而特患其不爲擯拔耳。請於今政、極擇差出、令與大司成、同心誘掖、宜當。但莫重之任、勢難備擬三望。請依朴知誠、單望啓下。」上從之。

『正祖實錄』卷二十五、正祖十二年正月戊辰條 ……舊例、軍門從事官、獨捕廳備三望。其餘單望啓下。

(41) 單望下批の例——

『宣祖實錄』卷八十九、宣祖三十年六月甲子條 持平李誠「座目同上」來啓曰、「……軍器寺參下官、舊例、以訓練院一派移差、以次去官、而自經亂後、以武庫所管緊重、不可循例苟充。曾因大臣啓辭、別用參下武臣、極擇填差。其意未爲不可矣。但立規之初、節目未盡。除拜之際、提調只憑本寺長官薦望、舉其中一人、送于該曹、單望下批。陞遷之規、猶依四館之例。故一年之内、幾盡去官。揆諸政體、既可據、而其流之弊、漸乖本意、頗有猥濫冗雜之譏、物情之未便、久矣。請自今以後、令吏曹、偕同本寺提調、十分選擇、備三望受點。去官之規、並令該曹、參商量定、以爲恒式。……」答曰、「依啓」。

(42) 『正祖實錄』卷三十三、正祖十五年九月丁丑條 宣惠廳提調金文淳上疏曰、「惠局郎廳差出、自設置以來、必於首望、書「爲」字者、堂上

排擬、自有商量高低、故雖以大臣之尊、信之不疑而已。又其畢竟之單望啓下、有異於備三望受點而然也。今於四郎廳差出之際、都提調於一郎望、書「爲」字於副擬。百有餘年流來格例、到臣身而擺却、莫非臣人微望輕之致、更誰咎哉。既遭此前所未有之事、則以此情踪、豈可曰以堂上、抗顏於惠局之任哉。伏乞亟削臣惠堂之任、以存公格。」

(43) 『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府編)の「啓字」の項(六〇頁)に、「啓字を刻したる木印、上裁を経たる文書に押す。」とあり、同じく「啓下」の項(六〇頁)に、「上裁を経たること」とある。

(44) 『正祖實錄』卷四十七、正祖二十一年八月辛亥條 ……秉模曰、「承批、然後始成文蹟。有文蹟、然後始可舉行。」承旨李益運曰、「設有文蹟、罪人不出付有司、臣等將何以舉行乎。」上不聽、遂進發行數里。益運等且行且奏曰、「大臣奏語、不可無批。」上命以「依爲之」書頒批旨。

(45) ここでは宗親府より國王に原案を狀啓して裁可を得ることを「啓下」といい、それを受けて吏曹が批目を作成し、國王からの「下批」を受けてその内容を受命者に傳達することを「下批」といつているのである。

(46) 『朝鮮語辭典』(朝鮮總督府編)の「下批」の項(九一〇頁)に、「三望を備へず一人のみを記して奏上任命すること」とある。

(47) 『正祖實錄』卷三十一、正祖十四年十月丁卯條 次對。右議政蔡濟恭啓言、「今年邦慶、所以飾喜者、容有極哉。以故朝官七十以上、皆許備三望下批後、追榮三代。士庶八十以上、則皆許單付同樞。蓋單付者、只給自己告身、不許追榮、卽銓法之不易者。……」

(48) 『世宗實錄』卷一、世宗即位年八月丙午條 凡用人、該曹每一任、書可用者三人以啓。御筆點當用人名上、謂之受點、用之於三品以上備任時。如提舉・別坐・敬差官之類、不由批目而用之者、謂之口傳、用之於三品以下差任時。

(49) 同右 兵曹啓于上王、「今後、中外軍務、本曹啓奉宣旨、行移後、具本、啓于主上。」從之。兵曹又啓、「凡受點、已受點後、啓于主上。口

傳則已啓聞後、更修入抄狀、啓于主上、然後口傳。」

(*)この時期、武官の人事は引退した上王(太宗)が掌握していた。このため、口傳の人事は上王に啓聞した後、改めて「抄狀」を作成して主上(世宗)に啓聞し、世宗の裁可を得てから「口傳」していたのである。

(50) いわゆる「差帖」は吏兵曹から發給される。

『六典條例』卷一、吏曹、文選司、告身、朝奉大夫以上、教旨安寶。通德郎以下郎階、及無祿官(註略)差帖、竝踏印成給。

『六典條例』卷七、兵曹、政色、告身、宣略將軍以上、教旨安寶。果毅校尉以下、差帖踏印。

(51) 『世宗實錄』卷八、世宗二年七月丙申條 上曰、「今於事大文書、亦不敢用寶、而用於批目、可乎。其州郡守令、依舊例、口傳可矣。京官則未有前規。令吏曹、議定權行之法。」

(52) 『高麗史』卷七十七、百官志二、外職、大都護府條、註 舊制、補外者、竝帶京官赴任。若秩高者補外、品秩不相當、則以本職帶「前」字赴任。

(53) 『宋史』卷四百八十七、外國三、高麗傳 歲十二月朔、王坐紫門小殿、注官。外官則付國相。

前掲註(25)、參照。

(54) 『燕山君日記』卷五十五、燕山君十年八月癸亥條 廢政批爲口傳。

(55) 同右 舊制、有差除、前期一日、吏兵曹對設政廳於闕內、注擬、取上落點、然後下批、例也。至是、王淫戲無度、惟日不足、故從便爲口傳、或一日擬啓者、至一旬不下。內嬖之人、因緣干請、政事日非。

(56) 『燕山君日記』卷五十八、燕山君十一年五月庚寅條 傳曰、「口傳人、何必待政事、然後下批乎。今後吏兵曹口傳批草、隨即書寫、安印下批。」王率興清、出遊禁標內、無虛日。故有窠闕、即令口傳下批。

(57) 『世宗實錄』卷二、世宗即位年十一月癸酉條 宣旨、「軍器監・司僕寺・訓練觀官吏、兵曹受點、送吏曹、下除目。」

(58) (63) 『成宗實錄』卷二十九、成宗四年四月辛巳條 司憲府大司憲徐居正等上劄子曰、「伏聞副司猛崔瀚、曾於永安道高嶺鎮僉節制使、受點、未及下批、陳請老病兩親歸親後赴任、特命改差。……」

(59) 『成宗實錄』卷二百五、成宗十八年七月乙巳條 司憲府掌令奉元孝來啓曰、「凡授職者、受點出謝、禮任署事、然後謂之實行其職。今慶祗、政事初日、晉州牧使落點、未下批前、以準職例論、即加通政。此事雖出於上旨、吏曹固當執啓。判書申浚、參判盧公弼、皆祗五六寸親、而冒以準職啓陞堂上、必有情由。請鞫之。」

(60) 『中宗實錄』卷十一、中宗五年六月戊戌條、註 政事則例就闕庭、注擬受點。銓曹堂上、不詣闕庭、從便注擬、由政院以啓受點者、名曰口傳。

(61) 『孝宗實錄』卷六、孝宗二年六月戊申條 上引見大臣及備局諸臣、……上曰、「國家舊例、推考甚嚴、有禁府推考之規云。然近來被推者、視爲尋常、帶推行公、少無警惕之心。憲府之官、久不開坐、以致畢推之未易、事極寒心矣。」工曹判書李厚源曰、「推考傳旨、只書「下」字、空其下而不書某衙門。自上書填「禁府」字則就拿、此所謂禁推。且行公推考、及口傳政事「有忙急差除、則未遑開政、政官會議備望、直送于政院、謂之口傳政事」、非古也、皆壬辰後事也。」上曰、「推考傳旨、依古例不書「行公」、只書「下」字、空其衙門、以瑛子裁處、而自今定爲令式、使被推者、有所警懼。外方之官、則曠務可慮、仍前行公、可矣。且令憲府、逐日開坐、依六曹例、錄其坐不坐、每於朔末書啓。」

(62) 『肅宗實錄』卷六十五、肅宗四十六年四月乙丑條 侍藥廳入診。判府事趙泰采、右議政李健命、同入。健命曰、「久未開政。故六卿・三司、

(63) (63) 『成宗實錄』卷二十九、成宗四年四月辛巳條 司憲府大司憲徐居正等上劄子曰、「伏聞副司猛崔瀚、曾於永安道高嶺鎮僉節制使、受點、未及下批、陳請老病兩親歸親後赴任、特命改差。……」

(64) 『成宗實錄』卷二百五、成宗十八年七月乙巳條 司憲府掌令奉元孝來啓曰、「凡授職者、受點出謝、禮任署事、然後謂之實行其職。今慶祗、政事初日、晉州牧使落點、未下批前、以準職例論、即加通政。此事雖出於上旨、吏曹固當執啓。判書申浚、參判盧公弼、皆祗五六寸親、而冒以準職啓陞堂上、必有情由。請鞫之。」

(65) 『中宗實錄』卷十一、中宗五年六月戊戌條、註 政事則例就闕庭、注擬受點。銓曹堂上、不詣闕庭、從便注擬、由政院以啓受點者、名曰口傳。

(66) 『孝宗實錄』卷六、孝宗二年六月戊申條 上引見大臣及備局諸臣、……上曰、「國家舊例、推考甚嚴、有禁府推考之規云。然近來被推者、視爲尋常、帶推行公、少無警惕之心。憲府之官、久不開坐、以致畢推之未易、事極寒心矣。」工曹判書李厚源曰、「推考傳旨、只書「下」字、空其下而不書某衙門。自上書填「禁府」字則就拿、此所謂禁推。且行公推考、及口傳政事「有忙急差除、則未遑開政、政官會議備望、直送于政院、謂之口傳政事」、非古也、皆壬辰後事也。」上曰、「推考傳旨、依古例不書「行公」、只書「下」字、空其衙門、以瑛子裁處、而自今定爲令式、使被推者、有所警懼。外方之官、則曠務可慮、仍前行公、可矣。且令憲府、逐日開坐、依六曹例、錄其坐不坐、每於朔末書啓。」

(67) 『肅宗實錄』卷六十五、肅宗四十六年四月乙丑條 侍藥廳入診。判府事趙泰采、右議政李健命、同入。健命曰、「久未開政。故六卿・三司、

(68) (63) 『成宗實錄』卷二十九、成宗四年四月辛巳條 司憲府大司憲徐居正等上劄子曰、「伏聞副司猛崔瀚、曾於永安道高嶺鎮僉節制使、受點、未及下批、陳請老病兩親歸親後赴任、特命改差。……」

(69) 『成宗實錄』卷二百五、成宗十八年七月乙巳條 司憲府掌令奉元孝來啓曰、「凡授職者、受點出謝、禮任署事、然後謂之實行其職。今慶祗、政事初日、晉州牧使落點、未下批前、以準職例論、即加通政。此事雖出於上旨、吏曹固當執啓。判書申浚、參判盧公弼、皆祗五六寸親、而冒以準職啓陞堂上、必有情由。請鞫之。」

(70) 『中宗實錄』卷十一、中宗五年六月戊戌條、註 政事則例就闕庭、注擬受點。銓曹堂上、不詣闕庭、從便注擬、由政院以啓受點者、名曰口傳。

(71) 『孝宗實錄』卷六、孝宗二年六月戊申條 上引見大臣及備局諸臣、……上曰、「國家舊例、推考甚嚴、有禁府推考之規云。然近來被推者、視爲尋常、帶推行公、少無警惕之心。憲府之官、久不開坐、以致畢推之未易、事極寒心矣。」工曹判書李厚源曰、「推考傳旨、只書「下」字、空其下而不書某衙門。自上書填「禁府」字則就拿、此所謂禁推。且行公推考、及口傳政事「有忙急差除、則未遑開政、政官會議備望、直送于政院、謂之口傳政事」、非古也、皆壬辰後事也。」上曰、「推考傳旨、依古例不書「行公」、只書「下」字、空其衙門、以瑛子裁處、而自今定爲令式、使被推者、有所警懼。外方之官、則曠務可慮、仍前行公、可矣。且令憲府、逐日開坐、依六曹例、錄其坐不坐、每於朔末書啓。」

- 闕員甚多。雖不能一時盡差、口傳備望、間間流入、聖候差勝時點下、則緊任庶可充差矣。」都提調李頤命曰、「臺諫・玉堂、無口傳差出之例矣。」健命曰、「聖候如此、不可以常例論之。判書・監司、亦口傳差出三司何獨不可乎。」上曰、「臺諫・玉堂、觀勢差出、可也。」健命遂請三司外緊任、竝口傳差出。上可之。
- (64) 『純祖實錄』卷四、正祖元年七月戊子條 定宣薦內禁衛之法。……兵曹進宣薦內禁衛事目。「事目。……一、宣傳官、則以宣薦內禁衛準朔人中、擇差。禁旅入屬次第、勿拘。」
- (65) 同右 「事目。……一、內禁衛宣薦一番、備三望、入啓受點、而兼司僕、則依他禁軍例、勿擬三望、以口傳啓下。……」
- (66) 宣薦とは宣傳官(國王つきの侍從武官)の候補として推薦すること(または推薦されること)。「朝鮮語辭典」(朝鮮總督府編)の「宣薦」の項(四八六頁)に、「宣傳官の候補者を選挙すること。」とある。
- (67) 前掲註(43)、参照。
- (68) 『純祖實錄』卷十、純祖七年正月庚戌條 教曰、「歳首應資老人、朝家之法典。接待儒賢、國朝之盛舉。而況應資而不資者、豈有如許國體乎。……右贊成宋煥箕、年八十。加崇祿、口傳下批。衣資食物、加數輸送。

- 仍令該邑、存問後、狀聞。」
- (69) 『純祖實錄』卷十、純祖七年正月己未條 教曰、「應資老人加資、自是朝家優老之典。況儒賢乎。行大司憲李直輔、今年爲七十。正憲、口傳下批。衣資・食物、優數輸送。令該道存問。」
- (70) 『六典條例』卷一、吏曹、老職 士庶百歲人、直超崇政。
- (71) 『六典條例』卷一、吏曹、文選司、告身條 朝奉大夫以上、教旨安寶。通德郎以下郎階、及無祿官(註略)差帖、竝踏印成給。
- 『六典條例』卷七、兵曹、政色、告身條 宣略將軍以上、教旨安寶。果毅校尉以下、差帖踏印。
- なお、「教旨」の發給は「下批」の後に行うのが原則である。
- 『純祖實錄』卷五、正祖二年閏六月辛未條 命廟薦受點之職、一依吏曹例、單付啓下。前此、有初不下批、直出教旨之謬例。至是兵曹判書李徽之、啓請釐正。
- (72) 『高麗史』卷二十、明宗世家、十四年十二月甲申條 王凡人、唯與嬖臣宦豎議、親署參官以上、封其草、直付政曹、名曰下批。政曹據草謄寫、更無奏議。由是奔競成風、賄賂公行、賢否混淆。
- (73) 拙著『高麗官僚制度研究』一三四頁、参照。